

下請中小企業振興法に基づく振興基準 の改正について (譲渡禁止特約部分)

平成29年12月
経済産業省 中小企業庁

1. 背景（譲渡制限特約付債権 金融実務の現状）

- 現在、**譲渡禁止特約が判明すると担保設定しない金融機関が多い。**
- 評価の掛け目については、**譲渡担保契約の内容や対抗要件の種類**に応じて設定。

業務プロセス	運用についてのコメント（金融機関へのヒアリング）
譲渡禁止特約ありの場合の対応 （担保設定の有無）	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 譲渡禁止特約が付着している債権については、無理して担保設定しない。 Ⅰ 譲渡禁止特約が付着している債権は担保にとっていない。 Ⅰ 譲渡禁止特約付債権が混在している危険性がある場合は、A．不特定多数債権登記の場合、除外規定をつける、B．個別債権登記の場合、付着が確認された債権は解除する。数十社程度であればBを選択するが、非常に煩雑である。
譲渡禁止特約ありの場合の対応 （評価の掛け目）	<ul style="list-style-type: none"> Ⅰ 特約無債権の評価の場合、譲渡担保の契約内容によって評価の掛け目を変えている。また、登記、通知、異議なき承諾、と対抗要件によって評価の掛け目を変えている。 Ⅰ 顧客から情報提供等を渋られ、譲渡禁止特約付着有無を完全にチェックできない場合のリスク等は評価額に織り込んでいく。

（資料）平成27年度産業経済研究委託事業「ABLの現状、普及促進に向けた課題及び債権法改正等を踏まえた産業金融における実務対応の調査検討」報告書 20頁

1. 背景（譲渡制限特約付債権 金融実務の現状）

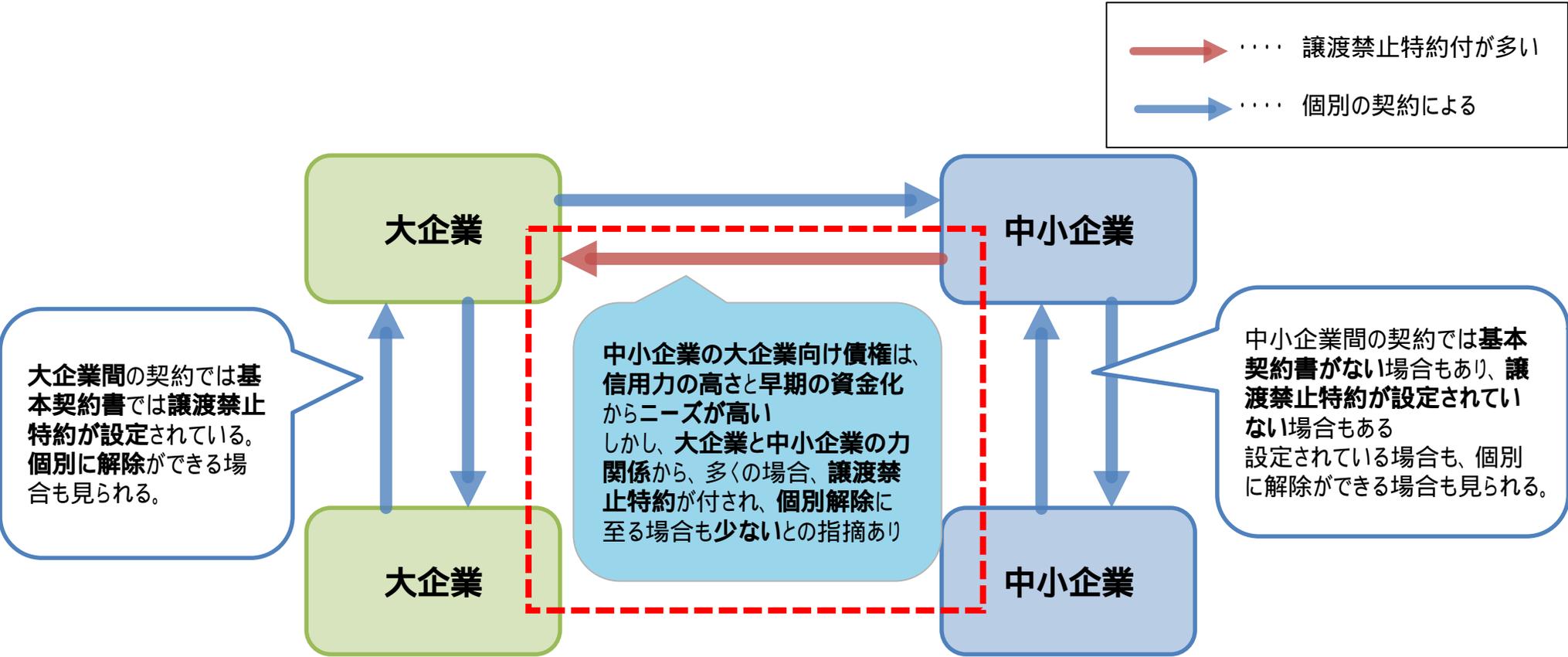
- 譲渡担保権設定時に譲渡禁止特約が発覚した場合は、金融機関は、顧客（債務者）に対し、個別に譲渡禁止特約の解除交渉をするよう依頼している。

業務プロセス	運用についてのコメント（金融機関へのヒアリング）
譲渡禁止特約ありの場合の対応 （解除の対応）	<ul style="list-style-type: none">Ⅰ 案件によっては、譲渡禁止特約の解除を依頼し、担保対象、評価対象とする場合もある。Ⅰ 譲渡禁止特約を付けるのは個別の理由があるはずであり、その背景を顧客ごとに理解し、個別に解除交渉していく。Ⅰ 譲渡禁止特約を解除してもらう際は、顧客から第三債務者に対して交渉してもらう。または、第三債務者が当行の取引先である場合、何かあっても係争とならないよう承諾のコメントをもらうことがある。

（資料）平成27年度産業経済研究委託事業「A B Lの現状、普及促進に向けた課題及び債権法改正等を踏まえた産業金融における実務対応の調査検討」報告書 20頁

1. 背景（譲渡制限特約付債権 企業間取引実務の現状）

- 各種債権のうち、**売掛債権**（特に**大企業向け**）については、**信用力の高さ**と**中小企業の資金ニーズ**を理由に、**中小企業・金融機関の双方で担保設定のニーズ**が高い。
- しかし、**大企業 - 中小企業間**の取引では、**売掛債権の譲渡を禁じる商慣行**により債権の**担保設定**や**流動化**に**制約**。債権法改正後もなお残る**商慣行上の課題**に。



2-1 . 下請中小企業振興法の概要

- 下請中小企業振興法は、 下請取引の一般的な基準(振興基準)の周知や下請中小企業の経営基盤強化のために 取引あっせんを行うことにより、下請中小企業の振興を図るもの

「下請振興法」における「親事業者」と「下請事業者」の定義

親事業者

資本金又は出資金（個人の場合は従業員数）が自己より小さい中小企業者に対し、
以下の ~ の行為を委託することを業として行う者

下請事業者

資本金等が自己より大きいものから委託を受けて、
以下の ~ の行為を業として行う中小企業者

物品の製造 設備・器具の製造・修理 物品の修理
情報成果物の作成 役務の提供

2-2 . 下請中小企業振興法に基づく振興基準について

- 下請中小企業振興法第3条第1項に基づき、経済産業大臣は振興基準（下請事業者および親事業者のよるべき一般的な基準）を定めている。
- 世耕プラン、中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会取引問題小委員会における議論、パブリックコメント等を踏まえ、平成28年12月14日に改正。（同日施行）

「振興基準」の主な内容

下請事業者の生産性の向上、品質・性能の改善に関する事項

発注分野の明確化、発注方法の改善に関する事項

下請事業者の施設・設備の導入、技術の向上、事業の共同化に関する事項

下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項

対価の決定方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

・対価の決定方法（原価低減活動の合理性の確保 等）、納品の検査方法、下請代金の支払方法の改善（可能な限り現金での支払い 等） など

下請事業者の連携の推進に関する事項

下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項

その他下請中小企業の振興のため必要な事項

・下請ガイドラインや自主行動計画に基づく業種特性に応じた取組、事例集・ハンドブックの活用、**報酬債権、売掛債権などの債権譲渡の円滑化（追加）**、知的財産の取扱い など

【参考1-1】取引条件改善のための関係府省等連絡会議の設置

- 総理官邸に「関係府省等連絡会議」を設置した。（平成27年12月～）

「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」

構成メンバー

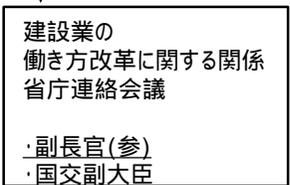
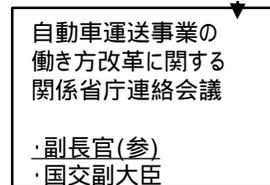
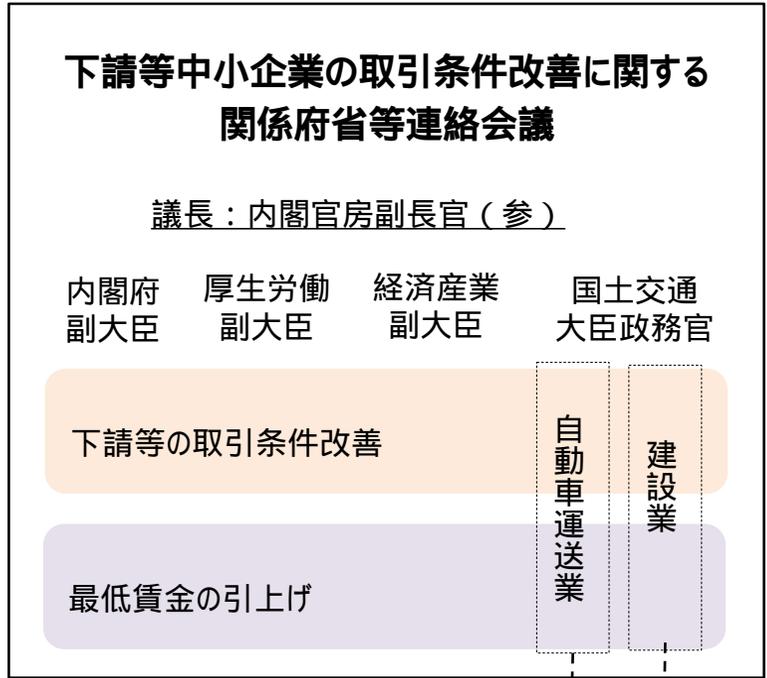
	27年12月～28年7月	28年8月～
議長	世耕 弘成 内閣官房副長官 (当時)	野上 浩太郎 内閣官房副長官
議長代理	高鳥 修一 内閣府副大臣 (当時)	越智 隆雄 内閣府副大臣
	鈴木 淳司 経済産業副大臣 (当時)	松村 祥史 経済産業副大臣
	とかしき なおみ 厚生労働副大臣 (当時)	橋本 岳 厚生労働副大臣
	宮内 秀樹 国土交通大臣政務官 (当時)	根本 幸典 国土交通大臣政務官
副議長	内閣総理大臣補佐官（政策企画担当）、内閣官房副長官補	
主査	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）、中小企業庁長官	
構成員	公正取引委員会事務総長、警察庁生活安全局長、総務省情報流通行政局長、財務省国税庁次長、厚生労働省労働基準局長、農林水産省食料産業局長、国土交通省総合政策局長、環境省総合環境政策局長	

「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」は平成29年8月31日をもって「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係府省等連絡会議」に改組された。

【参考1-2】中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議

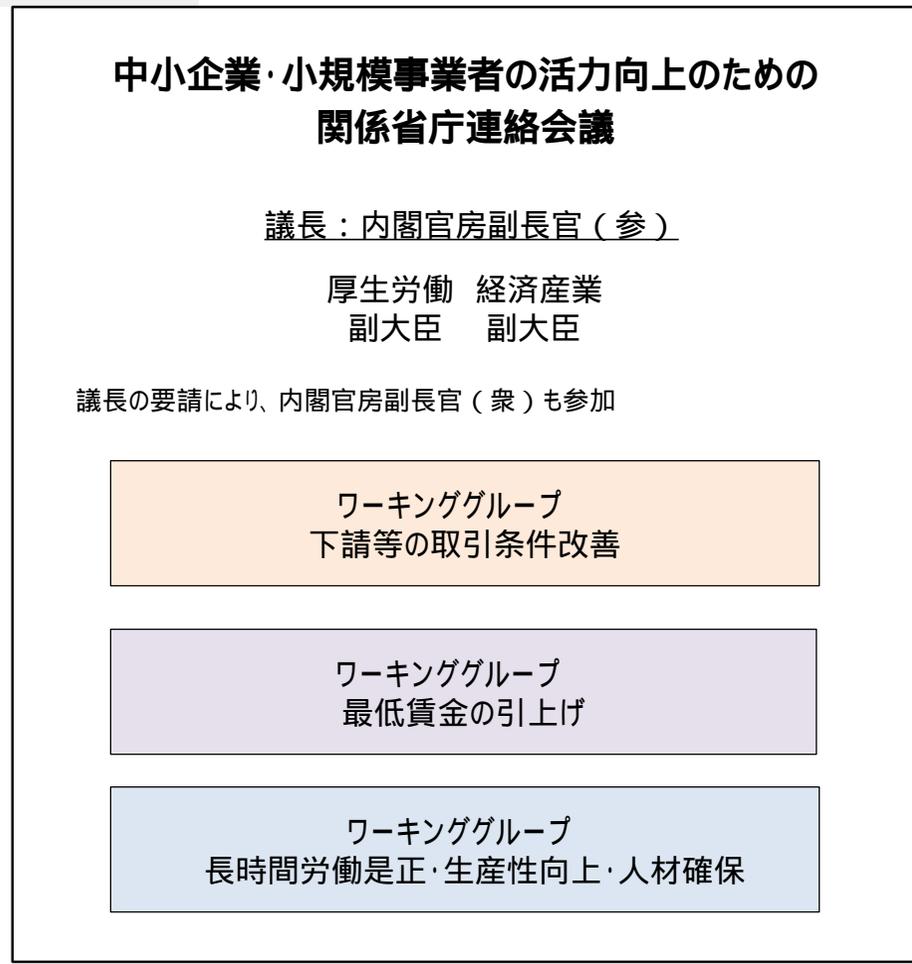
- 従来「下請等連絡会議」を発展解消し、「中小・小規模企業の活力向上のための連絡会議」及びWGを設置する。第1回会議を平成29年9月1日に開催。

従来



(6月設置済。大企業に関する部分を含む)

改組後



【参考1-3】会議の構成員等

- 親会議（「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」）の構成員等は以下のとおり。

中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議

議長	野上 浩太郎 内閣官房副長官（WG、 を総覧）
	西村 康稔 内閣官房副長官（WG を総覧）
議長代理	牧原 秀樹 厚生労働副大臣 西銘 恒三郎 経済産業副大臣
副議長	内閣総理大臣補佐官（政策企画担当） 内閣官房副長官補（内政担当）
主査	公正取引委員会事務総長 中小企業庁長官
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（内政担当）付） 警察庁生活安全局長 金融庁監督局長 総務省大臣官房長 法務省入国管理局長 国税庁次長 文部科学省生涯学習政策局長 厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 農林水産省食料産業局長 国土交通省総合政策局長 環境省環境再生・資源循環局長

【参考2】未来志向型の取引慣行に向けて「世耕プラン」

平成28年9月15日、経済産業省として取り組む今後の政策パッケージをとりまとめ公表

3つの基本方針

- (1) 親事業者による不適正な行為に対して厳正に対処し、**公正な取引環境を実現**する。
- (2) **親事業者・下請事業者双方の「適正取引」や「付加価値向上」**につながる望ましい取引慣行等を普及・定着させる。
- (3) **サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や質上げできる環境の整備**に向けた取組を図る。

3つの重点課題

本来は親事業者が負担すべき費用等を下請事業者に押しつけることがないよう、徹底する。

価格決定方法の適正化

一律 %減の原価低減を要請される、
労務費上昇分が考慮されない、等

コスト負担の適正化

量産終了後に長期間に渡って無償で
金型の保管を押しつけられる、等

支払条件の改善

手形等で支払いを受ける比率が高い、
割引コストを負担せざるを得ない、等

業種横断的なルールの明確化・厳格な運用（横軸）

事項	具体的な政策
下請代金法の運用強化 (運用基準改正)	違反事例を追加し、違反情報の収集強化と未然防止を図る。(不適正な原価低減活動、金型の保管コストの押しつけ、等の違反行為事例の追加を公正取引委員会に提案) 【平成28年12月14日付 改正済み】
適正取引、付加価値向上の促進 (振興基準改正) * 下請中小企業振興法	望ましい取引慣行を追記し、親事業者に要請する。(取引先の生産性向上への協力、労務費上昇分に対する考慮、サプライチェーン全体での取引適正化、等) 【平成28年12月14日付 改正済み】
下請代金の支払条件の改善 (通達、振興基準の見直し)	下請代金の支払条件の改善を、親事業者に要請する。(現金払いの原則、割引料負担の一方的な押しつけの抑制、手形等の支払期間の短縮、等) 【平成28年12月14日付 通達発出済み】
下請代金法の調査・検査 の重点化	原価低減・金型・手形等に重点を置いて、下請代金法の書面調査の充実、特別立入検査を実施する。 【29年度より実施すべく執行体制を強化】

業種別の自主行動計画の策定等（縦軸）

- (1) 下請ガイドライン策定業種のうち、まずは幅広い下請構造をもつ自動車等の業種に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた**自主的な行動計画の策定と着実な実行を要請**するとともに、**フォローアップ**を行う。**【28年度内に策定済み】**
- (2) 業種別下請ガイドラインを改訂し、親事業者と下請事業者の連携・協力に係る**ベストプラクティス**を追加する。**【全17業種において改訂・策定済み】**

3-1 . 振興基準の改正内容（譲渡禁止特約に関連する部分）

- 平成28年12月の改正において、親事業者と下請事業者の間で債権譲渡禁止特約を付する場合であっても、**金融機関等に対する債権譲渡・担保提供は禁じない内容とするよう努める旨**、規定するとともに、親事業者の **譲渡禁止特約解除**、譲渡承諾への協力等を追加した。
- 改正振興基準は**親事業者（約21万社）**、**業界団体（約870団体）**に対して、周知を行った。今後も、引き続き、周知に努めていく。

下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準（抜粋）

第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

7) 報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の円滑化

(1) 下請事業者にとって、債権譲渡禁止特約は金融機関への担保提供や債権譲渡による資金調達の妨げとなることから、下請事業者の円滑な資金調達を推進するため、親事業者は、下請事業者との間での基本契約の締結の際に**債権譲渡禁止特約を締結する場合であっても、信用保証協会、預金保険法（昭和46年法律第34号）に規定する金融機関等及び親事業者と下請事業者の双方で確認した適切な相手先に対しては、譲渡又は担保提供を禁じない内容とするよう努める**ものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者から、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において締結された**債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合には、申出を十分尊重して対応するとともに、本申出を理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしてはならない**ものとする。

(3) 親事業者は、禁止特約を解除していない場合であっても、下請事業者からの要請に応じ、報酬債権、売掛債権その他の債権の譲渡の承諾（対抗要件の具備）に適切に努めるものとする。

3-2 . 改正振興基準の考え方

- 意見公募手続（平成28年11月1日～11月30日）の中で、寄せられたご意見に対する経済産業省の考え方は以下のとおり。
- 「信用保証協会、預金保険法（昭和46年法律第34号）に規定する金融機関等」には、**信用保証協会、銀行、農水産業協同組合、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫及びこれらの子会社等も含まれ**、これらの者に対する債権譲渡・担保設定を禁じるべきではないとした。

「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」の改正案に関する意見公募に寄せられた御意見及び御意見に対する考え方（平成28年12月14日公表）

意見の概要（抜粋）	意見に対する考え方
政投銀や日本公庫（さらに、その他の政府系金融機関であって、預金保険法に規定のないもの）や銀行の子会社は、「預金保険法（昭和46年法律第34号）に規定する金融機関等」に含まれるのか。	「信用保証協会、預金保険法（昭和46年法律第34号）に規定する金融機関等」とは信用保証協会、預金保険法（昭和46年法律第34号）に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）に規定する農水産業協同組合、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫及びこれらの子会社等を念頭においたものです。

（資料）「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」の改正案に対する意見公募の結果について

（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=640216002&Mode=2>）